

武蔵野プレイス（武蔵野市立図書館）概要

○武蔵野市立図書館

- ・中央図書館（直営）
- ・吉祥寺図書館（直営 → 公益財団法人）武蔵野生涯学習振興事業団への指定管理予定
H28年度設計)
- ・武蔵野プレイス（指定管理者：公益財団法人）武蔵野生涯学習振興事業団※)
(旧西部図書館はH23年度閉鎖し、「武蔵野ふるさと歴史館」としてH26.12月オープン)

※事業団

①設立経緯

H元年11月 武蔵野市より全額出資で、財）武蔵野市スポーツ振興事業団」として
発足し、体育施設の管理・運営、スポーツ振興事業を実施

H22年4月 幅広く生涯学習振興事業を展開するため、名称、定款等を変更し
公益財団法人として発足

現在～ 6体育施設、市立自然の家、武蔵野プレイスの指定管理者

②組織・・・ 平成27年度 武蔵野プレイ年報参照

決算(H27年度)・・・ "

○武蔵野プレイスの指定管理者制度導入にかかる経緯

- ・武蔵野市では、第5期長期計画の中で、公の施設管理等については、効率的・効果的かつ柔軟に、その時代に合った公共サービスが提供できるよう、市の直営よりも財政援助出資団体を積極的に設立し、市の行政サービスと組み合わせて、全国的にも先駆意的な取組みを行ってきている。
- ・平成19年10月に「武蔵野プレイス（仮称）基本設計（修正版）」、20年3月に「管理運営基本方針」作成し、開設準備室が設置された。
- ・この方針に基づき、図書館、市民活動、青少年活動機能等を備えたこの複合機能施設は、一体化した管理運営が不可欠である。そのため、独立した団体（法人）が管理運営を行う指定管理者制度を採用することにより、直営で陥りやすい所管の縦割りの弊害を取り除くことができ、施設機能の一体的な管理が実現できると考えた。
- ・施設の中心となる事業は、図書館、生涯学習、青少年活動、市民活動支援で、行政の施策と密接に関連することから、行政との連携は不可欠である。
そのため、既に生涯学習のスポーツ事業の一部を担っている事業団を改組し、指定管理者として管理運営を委託するものとした。

- ・H22～26年度、指定管理者として「公財）武蔵野生涯学習振興事業団」が指定された。
- ・H26年5月、公の施設の指定管理者の選定を公募することについて検討され、一部の施設においては公募とするが、行政との密接な連携を図る必要がある施設については非公募とする。（プレイス、競技場、野球場、プール等は非公募）
ただし、モニタリング調査等で、利用者の満足度に低下が認められた場合は、公募を含む新たな指定管理者の選定を採用するものとした。

○武蔵野市図書館運営委員会

- ・任期 H27.10月～2年間
- ・委員数 8名（学識経験者5名、公募市民3名）
- ・図書館法に準じた委員会で、「武蔵野市立図書館運営委員会設置要綱」により設置

○収益事業について